

## 国立大学法人の役員報酬規程の改正について

### 1 国家公務員給与の改正を考慮して行われた変更について

(別紙参照)

- 役員の給与に係る改正
- 非常勤役員の給与に係る改正
- 期末特別手当等（賞与相当）の支給割合の改正
- 地域手当に係る改正
- 通勤手当に係る改正
- 広域異動手当に係る改正
- 単身赴任手当に係る改正

### 2 その他の改正について

(別紙参照)

- 非常勤役員の給与に係る改正
- 給与の減額措置を終了する改正
- 日割計算対象の追加
- 支給日に係る改正
- その他(字句修正)

## 1. 国家公務員給与の改正を考慮して行われた変更について

改正内容	法人数	法人名
役員の給与に係る改正	14	室工大、岩手、福島、茨城、岐阜、滋賀、京工織、大阪、阪教大、奈女大、島根、愛媛、佐賀、北陸先端
非常勤役員の給与に係る改正	9	室工大、岩手、福島、茨城、岐阜、京工織、大阪、阪教大、奈女大
期末特別手当等(賞与相当)の支給割合の改正	62	北海道、北教大、室工大、小樽商科、帯畜、旭川医科、北見工大、岩手、東北、宮教大、秋田、福島、茨城、筑波技術、千葉、東外国語、学芸、農工、芸大、東工大、電通大、一橋、横国大、新潟、長岡技科、上越教育、福井、山梨、岐阜、静岡、名古屋、愛知教育、名工大、豊橋技科、三重、滋賀、滋賀医科、京教大、京工織、大阪、阪教大、神戸、奈教大、奈女大、和歌山、鳥取、島根、岡山、広島、山口、徳島、鳴教大、香川、愛媛、高知、九州、佐賀、熊本、宮崎、鹿児島、総研大、北陸先端
地域手当に係る改正	1	阪教大
通勤手当に係る改正	14	東北、宮教大、埼玉、新潟、福井、豊橋技科、三重、阪教大、奈女大、和歌山、山口、徳島、九州、大分
広域異動手当に係る改正	1	阪教大
単身赴任手当に係る改正	2	阪教大、奈女大

## 2. その他の改正について

改正内容	法人数	法人名
非常勤役員の給与に係る改正 (日額から月額への改正)	3	秋田大学、筑波技術大学、浜松医科大学
(その他の改正)	1	大分大学
給与の減額措置を終了する改正	1	神戸大学
日割計算対象の追加	1	広島大学
支給日に係る改正	1	三重大学
その他(字句修正)	1	上越教育大学

## 平成26年度給与法改正の概要(指定職適用者に係る部分)

### 1. 官民格差による改正

勤勉手当	<b>&lt;平成 26 年 12 月期まで&gt;</b>						
			期末	勤勉	計		
	6 月期		0.625	<b>0.775</b>	1.4		
	12 月期		0.775	<b>0.775(※0.925)</b>	1.55(※1.7)		
	計		1.4	<b>1.55(※1.7)</b>	2.95(※3.1)		
	・※は平成 26 年 12 月期						
	<b>&lt;平成 27 年 6 月期以降&gt;</b>						
			期末	勤勉	計		
	6 月期		0.625	<b>0.85</b>	1.475		
	12 月期		0.775	<b>0.85</b>	1.625		
計		1.4	<b>1.7</b>	3.1			
通勤手当	・交通用具使用者に対する通勤手当の月額を上げ(100~7,100円)						
		5~10km 未満	10~15km 未満	15~20km 未満	20~25km 未満	25~30km 未満	30~35km 未満
	前	4,100円	6,500円	8,900円	11,300円	13,700円	16,100円
	後	<b>4,200円</b>	<b>7,100円</b>	<b>10,000円</b>	<b>12,900円</b>	<b>15,800円</b>	<b>18,700円</b>
		35~40km 未満	40~45km 未満	45~50km 未満	50~55km 未満	55~60km 未満	60km 以上
	前	18,500円	20,900円	21,800円	22,700円	23,600円	24,500円
	後	<b>21,600円</b>	<b>24,400円</b>	<b>26,200円</b>	<b>28,000円</b>	<b>29,800円</b>	<b>31,600円</b>
	※平成 26 年 4 月 1 日より実施						

## 2. 給与制度の総合的見直しによる改正

俸給表	号俸	俸給月額(前)	俸給月額(後)					
	1	720,000	705,000					
	2	776,000	760,000					
	3	834,000	817,000					
	4	912,000	894,000					
	5	984,000	964,000					
	6	1,055,000	1,034,000					
	7	1,129,000	1,106,000					
	8	1,198,000	1,174,000					
	※平成 27 年 4 月 1 日改定(3 年間の経過措置)							
地域手当	<ul style="list-style-type: none"> <li>・1 区分増設(6 区分→7 区分)</li> <li>・俸給表水準の引下げに合わせ支給割合を見直し 平成 30 年 3 月 31 日までの間は段階的实施</li> <li>・新たなデータに基づき、支給地域を見直し(変更は上下とも 1 段階まで)</li> </ul>							
		1 級地	2 級地	3 級地	4 級地	5 級地	6 級地	7 級地
	前	18%	15%	12%	10%	6%	3%	—
	後	20%	16%	15%	12%	10%	6%	3%
	〈平成 27 年度〉							
		見直し後の級地	見直し前の級地		H27 支給割合			
		1 級地 (20%)	1 級地 (18%)		18%			
		2 級地 (16%)	2 級地 (15%)		15%			
			3 級地 (12%)		13%			
		3 級地 (15%)	2 級地 (15%)		15%			
	3 級地 (12%)		13%					
	4 級地 (10%)		11%					
	4 級地 (12%)	3 級地 (12%)		12%				
		4 級地 (10%)		10%				
		5 級地 (6%)		8%				
	5 級地 (10%)	4 級地 (10%)		10%				
		5 級地 (6%)		7%				
		6 級地 (3%)		5%				
	6 級地 (6%)	5 級地 (6%)		6%				
		6 級地 (3%)		4%				
		非支給地 (0%)		2%				
	7 級地 (3%)	6 級地 (3%)		3%				
		非支給地 (0%)		1%				
※平成 27 年 4 月 1 日より実施								

広域異動 手当	・円滑な異動及び適切な人材配置のため、支給割合を見直し (ただし、2段階で引上げ)					
		300km 以上	60～300km 未満			
	見直し前	6%	3%			
	平成 27 年度	8%	4%			
	平成 28 年度以降	10%	5%			
※平成 27 年 4 月 1 日より実施 改定後の支給割合は、 <b>それぞれの改定日以後に異動した職員から適用</b>						
単身赴任 手当	・民間の支給額を参考に、基礎額を 23,000 円→30,000 円に引上げ					
	・加算額を年間 9 回帰宅回数相当額→年間 12 回帰宅回数相当額に引上げ					
	・遠距離異動に伴う経済的負担の実情等を踏まえ、交通距離を 2 区分増設 最長区分は 1,500km 以上→2,500km 以上					
	加算額の限度は 45,000 円→70,000 円					
	※平成 27 年 4 月 1 日より実施(平成 30 年 3 月 31 日まで段階的实施)					
	平成 27 年 4 月 1 日から適用の基礎額は 26,000 円					
	加算額は基礎額の段階的引上げを考慮し、70,000 円以内で定める					
		100～300km 未満	300～500km 未満	500～700km 未満	700～900km 未満	900～1100km 未満
	前	6,000 円	12,000 円	18,000 円	24,000 円	30,000 円
	後	6,000 円	<b>13,000 円</b>	<b>20,000 円</b>	<b>26,000 円</b>	<b>33,000 円</b>
		1100～1300km 未満	1300～1500km 未満	1500km 以上 1500～2000km 未満	- 2000～2500km 未満	- 2500km 以 上
	前	35,000 円	40,000 円	45,000 円	-	-
後	<b>38,000 円</b>	<b>43,000 円</b>	<b>48,000 円</b>	<b>53,000 円</b>	<b>58,000 円</b>	

○国立大学法人法(平成 15 年 7 月 16 日法律第 112 号)による読替後の独立行政法人通則法(抄)  
(役員報酬等)

第五十二条 国立大学法人等の役員に対する報酬及び退職手当(以下「報酬等」という。)は、その役員の業績が考慮されるものでなければならない。

2 国立大学法人等は、その役員に対する報酬等の支給の基準を定め、これを文部科学大臣に届け出るとともに、公表しなければならない。これを変更したときも、同様とする。

3 前項の報酬等の支給の基準は、国家公務員の給与、民間企業の役員の報酬等、当該国立大学法人等の業務の実績その他の事情を考慮して定められなければならない。

(評価委員会の意見の申出)

第五十三条 文部科学大臣は、前条第二項の規定による届出があったときは、その届出に係る報酬等の支給の基準を国立大学法人評価委員会に通知するものとする。

2 国立大学法人評価委員会は、前項の規定による通知を受けたときは、その通知に係る報酬等の支給の基準が社会一般の情勢に適合したものであるかどうかについて、文部科学大臣に対し、意見を申し出ることができる。